

事業認定申請図書等作成要領

第1章 総則

(総則)

第1条 この要領は、事業認定申請図書等の作成に関する業務を委託する場合に適用するものとする。

(概況ヒアリング)

第2条 受注者は、事業認定申請図書等の作成に当たっては、発注者と概況ヒアリングを行うものとする。

(現地調査)

第3条 受注者は、用地調査等に着手する前に調査区域の現地踏査を行い、土地の状況及び土地に定着する物件の概要を把握しなければならない。

(業務予定)

第4条 受注者は、前項に規定する現地調査等を行った後、速やかに業務予定について調査職員と協議するものとする。

(立入等)

第5条 受注者は、用地調査等のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物又は工作物の占有者の同意及び調査職員の承認を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られないときは、直ちに調査職員に報告し、その指示を得なければならない。

(設計協議)

第6条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり、適正かつ円滑に施行するため必要に応じて調査職員と連絡を取り、協議を行うものとする。打合せ事項はその都度記録し、相互に確認するものとする。

第2章 事業認定申請図書の作成

(法第4条に規定する土地等の調査)

第7条 受注者は、次の各号に掲げる場合には、関係官公署、事業所等において管理台帳等に基づき、当該各号に掲げる事項を調査するものとする。

- 一 起業地内に土地収用法(以下「法」という。)第4条に規定する土地等がある場合、当該土地等(以下「法第4条地等」という。)の所在地、名称、構造、規格、規模
- 二 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限がある場合、当該土地(以下「法令制限地」という。)の区域及び根拠法令
- 三 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合、当該処分に係る土地等(以下「許認可等に係る土地等」という。)の区域又は位置及び根拠法令

(法第4条地等の物件精査)

第8条 受注者は、前条の管理台帳等に基づき、速やかに現地において当該調査結果の確認及び調査を行うものとする。

(起業地表示図作成)

第9条 受注者は、次の各号によるほか調査職員の指示を受け、事業計画平面図(工事平面図)又は起業地計画平面図に必要な事項を記入、着色等を行い起業地表示図を作成するものとする。

- 一 縮尺 25,000 分の 1 の図面により一般図(起業地位置図)(別記様式 1)を作成するものとする。
- 二 縮尺 100 分の 1～3,000 分の 1 の図面により地形図(起業地表示図)(別記様式 2)を作成すること。
この場合において収用地は薄い黄色、使用地は薄い緑色、権利等の収用又は使用は薄い赤色、保留地は黒の斜線で明確に表示すること。

三 前項の図面に県・郡・市・区・町・村・大字及び小字の名称並びに境界を明確にして記入すること。

(法第4条地表示図作成)

第10条 受注者は、第7条第1項及び第8条の調査結果に基づき、前条第2号の図面に、法第4条調査のそれぞれの土地等について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。

2 法第4条の判断については事業認定申請の時とし、調査職員の指示によるものとする。

(法令制限地表示図作成)

第11条 受注者は、調査職員の指示により、第7条第2号及び第8条の調査結果に基づき、第9条第2号の図面に、法令制限地について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。ただし、事業認定申請の時において法の制限が解除されているもの及び届出をすれば解除されるものについては、原則として不要とする。

(関連事業表示図作成)

第12条 受注者は、調査職員の指示により、関連事業について第9条第2号の図面に番号を付して明確に表示するものとする。ただし、事業認定申請の時、既に完了しているものについては不要とする。

(許認可等に関する土地表示図作成)

第13条 受注者は、調査職員の指示により、事業施行に関して行政機関の許認可等を必要とする土地等の区域について第9条第2号の図面に着色、番号を付して明確に表示するものとする。

(関連事業計画書作成)

第14条 受注者は、第12条の図面に基づき関連事業計画書(別記様式3)を作成するものとする。

(土地面積の概数積算)

第15条 受注者は、実測図及び第9条の図面に基づき、起業地内の全ての土地等の実測面積概数(別記様式4 10m²又は100m²単位)を積算するものとする。

この場合において使用目的別、現況地目別、収用又は使用別に積算するものとし、該当がない場合は、その旨表示するものとする。

(法第4条地調書作成)

第16条 受注者は、第10条の図面に基づき、法第4条地の面積、数量を施設別、規格別等に算出し、法第4条に規定する土地に関する調書(別記様式5)を作成するものとする。

(管理者の意見照会書(案)作成)

第17条 受注者は、起業地内にある法第4条地について各管理者ごとに第10条、第11条の図面及び前条の法第4条地調書を調製し、調査職員の指示により、法第18条第2項第4号の意見照会書(案)(別記様式6)を作成するものとする。

ただし、既に占用許可書、使用承諾書をとっているものについては、省略することができるものとする。

(法の制限に関する意見照会書(案)作成)

第18条 受注者は、起業地内にある土地の利用制限について、各々の権限を有する行政機関ごとに第9条及び第11条の図面を調製し、調査職員の指示により、法第18条第2項第5号の意見照会書(案)(別記様式7)を作成するものとする。

(関連事業に関する意見照会書(案)作成)

第19条 受注者は、起業地内に存する本体事業の施行に関連して必要となる事業について、第17条の図面を併用し、調査職員の指示により、法第18条第2項第3号の意見照会書(案)(別記様式8)を作成するものとする。

(許認可等に関する意見照会書(案)作成)

第20条 受注者は、各々権限を有する行政機関ごとに、第9条及び第13条の図面を調製し、事業の施行に必要な許認可等を受けることができるように、調査職員の指示により、法第18条第2項第6号の

意見 照会書(案)(別記様式 9)を作成するものとする。

(事業認定申請書(案)等作成)

第 21 条 受注者は、調査職員の指示により、法第 18 条に規定する様式に従い事業認定申請書(案)等を作成するものとする。この場合の作成業務は、事業認定申請書(別記様式 10)、同添付書類(別記様式 11)、その他関係参考書類(別記様式 12)の取りまとめ作成業務をいうものとする。

(起業地計画平面図等作成)

第 22 条 受注者は、調査職員の指示により、起業地計画平面図を作成するものとする。なお、調査職員の指示により、暫定供用平面図、交差点等詳細図を作成するものとする。

一 起業地計画平面図

平面図は、事業計画平面図(工事平面図)を基に、必要な事項を記載し、地形図(起業地表示図)を作成するものとし、縮尺 500 分の 1~1,000 分の 1 程度を標準とする。

二 暫定供用平面図、交差点等詳細図

平面図は、縮尺 1,000 分の 1 程度(起業地表示図と同程度)で、各路面表示等を記載し、当該事業の構造等が明らかとなるよう着色するものとする。

第 3 章 裁決申請図書の作成

(裁決申請書(案)の作成)

第 23 条 受注者は、調査職員の指示により、法第 40 条に規定する裁決申請書(案)(別記様式 13)を作成するものとする。

(事業計画書の作成)

第 24 条 受注者は、既に告示された事業認定申請書に添付した事業計画書を参考とし、調査職員の指示を受け事業計画書を作成するものとする。

(起業地及び事業計画を表示する図面等の作成)

第 25 条 受注者は、次の各号によるほか調査職員の指示を受け、位置図及び起業地及び事業計画を表示する図面を作成するものとする。

一 位置図

告示された事業認定の申請書に添付した位置図と同一の縮尺の図面を用いて作成するものとする。

二 起業地及び事業計画を表示する図面

起業地及び事業計画を表示する図面は、前号と同様とする。

ただし、図面の着色にあたっては、起業地の範囲を薄い黄色(使用の部分は薄い緑色とする。)で、また、このうち裁決申請しようとする土地については、その土地の範囲を薄い赤色で着色表示するものとする。

(法第 40 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第 26 条 受注者は、法の定めに従って収用又は使用しようとする土地の存する市町村別に、次の各号を記載した書類を作成するものとする。

一 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、地目、面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所(別記様式 14)

二 使用の方法及び期間

三 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳(別記様式 15—1~15—5)

四 権利を取得し、又は、消滅させる時期(別記様式 16)

(施行規則第 17 条第 2 号イの規定による証明書の作成)

第 27 条 受注者は、法第 40 条第 2 項により不明裁決を申請する場合は、調査職員の指示により証明書(案)を作成するものとする。

(土地調書(案)の作成)

第 28 条 受注者は、法第 36 条の定めに従って次の各号を記載した土地調書(案)(別記様式 17)を作成す

るものとする。

ただし、権利者から署名押印を求める業務は、含まないものとする。

- 一 起業者の氏名及び住所
- 二 事業の種類
- 三 起業地
- 四 事業の認定の告示の年月日
- 五 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日
- 六 土地所有者の氏名及び住所
- 七 関係人の氏名及び住所
- 八 土地の所在

- 2 受注者は、次の各号によるほか調査職員の指示を受け、収用予定の部分は薄い赤色で、使用予定の部分は薄い緑色で、それぞれ着色した実測平面図の写しを添付するものとする。

- 一 縮尺は 250 分の 1 とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺 100 分の 1 から 1,000 分の 1 程度で作成する。

- 二 土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位までとする。

第 4 章 明渡裁決申立書の作成

(明渡裁決申立書(案)の作成)

- 第 29 条 受注者は、施行規則別記様式第 10 の 3 に定められた様式に従い明渡裁決申立書(案)(別記様式 18)を作成するものとする。

(法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる事項を記載した書類の作成)

- 第 30 条 受注者は、法の定めに従って市町村別に次の各号を記載した書類(法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる事項を記載した書類)を作成するものとする。

- 一 土地の所在、地番、地目及びその土地にある物件の種類、数量並びに土地所有者及び関係人の氏名及び住所(別記様式 19—1～19—2)
- 二 法第 40 条第 1 項第 2 号ホに掲げるものを除く、その他の損失補償の見積額及びその内訳(別記様式 20-1～20-3)
- 三 土地の引渡し又は物件の移転期限

(物件調書(案)の作成)

- 第 31 条 受注者は、法第 36 条の定めに従って次の各号を記載した書類(別記様式 21)を作成するものとする。

- 一 起業者の氏名及び住所
- 二 事業の種類
- 三 起業地
- 四 事業の認定の告示の年月日
- 五 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日
- 六 土地所有者の氏名及び住所
- 七 関係人の氏名及び住所
- 八 物件がある土地の所在

- 2 受注者は、次の各号によるほか調査職員の指示を受け、配置図等の図面を作成するものとする。

- 一 縮尺は 100 分の 1 とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺 50 分の 1 から 500 分の 1 程度で作成する。

- 二 物件の番号は、収用地及び使用地に係わらず、建物、工作物、立竹木の順番に通し番号を付する。
- 三 建物については、建物平面図(求積し、建物延面積記載)を建物 1 棟ずつ作成する。

第 5 章 その他参考となる資料の作成

(その他参考となる資料の作成)

- 第 32 条 受注者は、次の各号によるほか調査職員の指示を受け、裁決申請図書及び明渡裁決申立書の説明資料として、別冊で作成するものとする。

- 一 申請地の土地登記事項証明書(写)及び建物登記事項証明書(写)
- 二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにすること)
- 三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記事項証明書(写))
- 四 登記名義人死亡の場合は相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類(写)及び相続関係説明図
- 五 損失補償金の見積の方法および基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)
- 六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する)
- 七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する)
- 八 事業の認定の告示の官報の写し
- 九 収用等の対象地および周辺の写真

別記様式 1

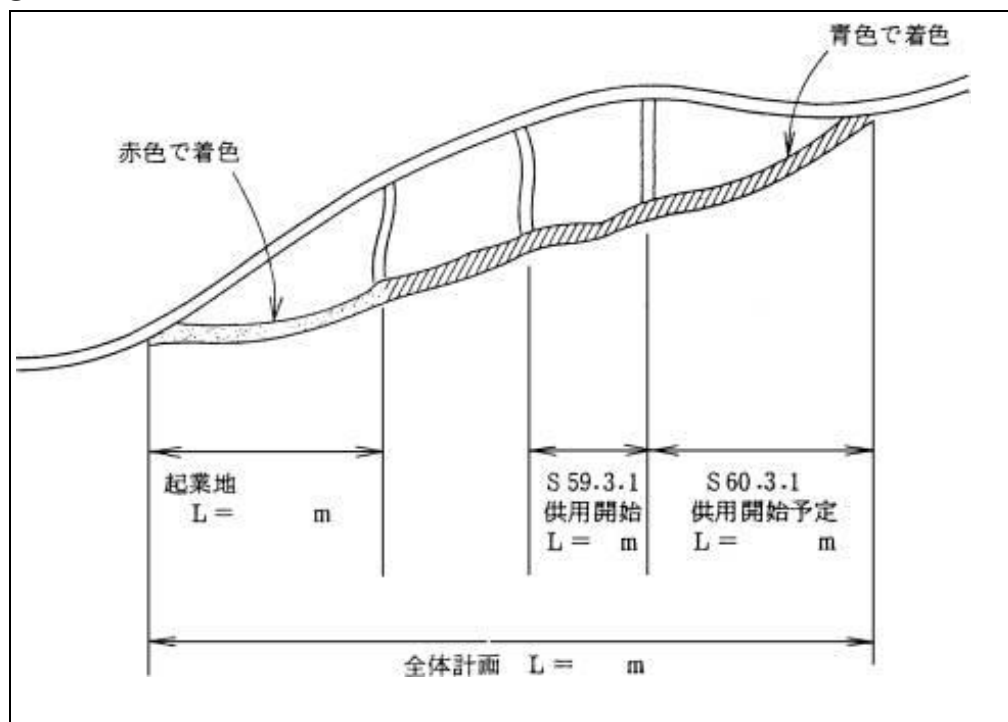
一般図(起業地位置図)

- (1) 縮尺 2 万 5 千分の 1 の一般図によって起業地の位置を示すこと。
- (2) 符号は、国土地理院発行の 5 万分の 1 の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。
- (3) 一般図と地形図との関係は、一般図の起業地付近を拡大したものが地形図に相当すると考えられるので、できるだけ忠実に起業地を一般図の上に表すこと。
表示の方法は、起業地は赤色で着色し、「起業地」の語をもって表示し、延長(L=○m)を示すこと。
- (4) 全体計画の一部を施行する事業である場合は、起業地の位置図に全体計画の施行予定を明記することが好ましい。
- (5) 表題記載例(編綴図面規格縦 240mm、横 150mm)

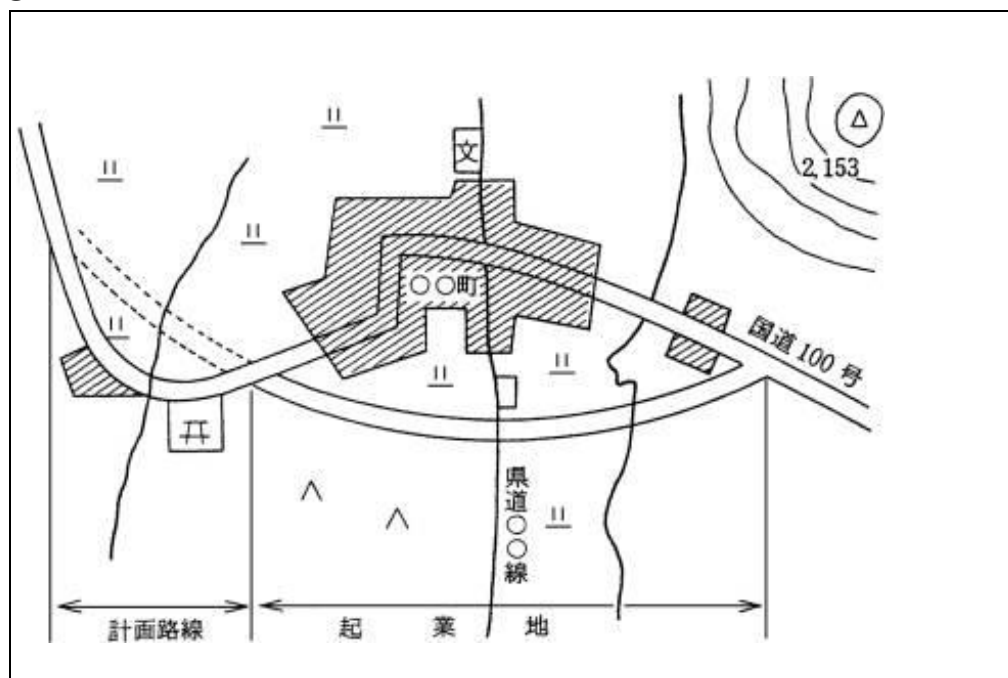
別 添 ○		
起 業 地 の 位 置 表 示 す る 図 面		一 般 国 道 ○ 号 改 築 工 事 (○ ○ バ イ パ ス)
縮 尺 25,000分の1		
○ 葉 中 ○		

(6) 図面記載例

①



②



別記様式 2

1 地形図(起業地表示図)

- (1) 縮尺百分の1から3千分の1程度までの間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図(図面については、調査職員が指示するものとする。)によって起業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること(規則第3条第2号)。
 - (2) 起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない(法第18条第4項)から、縮尺については、縮尺千分の1を標準とする。
 - (3) 地形図は起業地内及びその付近における顕著な地形、地物等(おおむね国土地理院発行の5万分の1の地形図に記載されている河川、道路、官公署等)を記載した図面とし、これだけでは起業地の範囲が分りにくいときは主要な建物その他固定性の高い物件をも記載すること。
 - (4) 実測した地形図によること。符号は国土地理院発行の図式により、これにないものは適宜の図式によること。
 - (5) 図面には縮尺、方位、凡例をつけること。図面が数枚になるとときには、図面番号をつけること。
 - (6) 原則として収用又は使用の対象物ごとに起業地表示図を作成すること。ただし、それぞれの対象地区が重ならないときには、同一図面に明らかになるように表示すれば足りる。
 - (7) 起業地を着色する際には次の諸点に注意すること。
 - (イ) 事業認定申請書中起業地の項では起業地を都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表すこととなっているが、起業地とは事業を施行する土地のことであるから、図面で起業地を表すときは、字内のすべての土地を着色すべきではなく、字内の土地で事業を施行するに必要な土地を起業地として着色すること。
 - (ロ) 事業を施行するに必要な土地であれば買収したか否かを問わず、施行したか否かを問わず、また、法第4条の土地であるか否かを問わず着色すること。
 - (ハ) 補償工事の用に供する土地は、当然には上にいう事業を施行するに必要な土地に含まれるものではないので、着色しないこと。
 - (二) 起業地の範囲を明確にするよう着色すること。
 - (ホ) 起業地を表示する図面では、「薄い黄色」、「薄い緑色」及び「薄い赤色」はそれぞれ特別の意味を持っているので、他の用途に用いないこと。
- (8) 字の境界を明らかにし、起業地が字内にあることを明確に表示すること。
 - (9) 起業地内の物件については、現にある人家、学校等の工作物を図示すること。
 - (10) 公図等は地形図ではないので起業地を表示する図面としては適当でないから用いないこと。
 - (11) 収用又は使用の手続を保留する起業地は、黒色の斜線をもって表示すること。なお、斜線は30～60度位の角度で、約0.5cm位の等間隔に引くこと。

2 事業計画表示図

事業計画を表示する図面は、事業計画の内容を図面に表示するものであり、縮尺 100 分の 1 から 3,000 分の 1 程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足る平面図を添付するものとする(規則第 3 条第 2 号)。

- (1) 事業計画を表示する図面は、原則として起業地表示図(地形図)と併用すること。
 - (2) 縮尺については、起業地表示図(地形図)と併用しない場合においても、同一の縮尺のものとする。事業計画が複雑なため同一の縮尺による図面では事業計画の内容を明らかにし難い場合には、別途、詳細図を添付すること。
 - (3) 施設の位置を明らかに図示することについては、事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載した事項を明らかにするよう、施設の位置を明示すること。
 - (4) 申請に係る事業が、全体計画の一部又はある事業の一部であるときは、全体計画または事業の全体の大略を事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載すべきであるが、本図面には、申請にかかる事業の事業計画のみを表示すれば足り、全体計画又は事業の全体を表示する必要はない。
 - (5) 事業計画を表示する図面において、その位置を明らかにした施設について、その内容を明らかにする平面図(必要に応じて構造図)の添付を要するが、事業計画を表示する図面において施設の位置のみならず内容までも明らかにすることはさしつかえないこと。
 - (6) 施設の内容を明らかにするため、必要に応じ構造図をつけること。
- (例)
- (イ) 道路事業の場合……標準横断面図、縦断面図、橋梁一般図等
 - (ロ) 河川事業の場合……堤防横断面図等
 - (ハ) ダム事業の場合……平面図、側面図、上流面図、下流面図等
 - (ニ) 庁舎の場合……立面図、側面図、各階平面図等
- (7) 関連事業については、本体事業の平面図を使用すること。また必要に応じ、横断面図等をつけること。

3 表題記載例

別 添	
地を 表示 する 図面	起業地、事業計画及び 法第 4 条に規定する土 一般国道〇号改築工事(バイパス)
縮 尺 1,000 分の 1	
○ 葉 中 ○	

4 法第 4 条地に関する図面

- (1) 法第 4 条地を表示する図面は、縮尺 100 分の 1 から 3,000 分の 1 程度までのものとする(規則第 3 条第 4 号)。
なお、この図面は、起業地表示図及び事業計画表示図と同一の縮尺によること。
- (2) 法第 4 条地があまり多くない等、とくに支障がないときは、この図面は起業地表示図と併用することが望ましい。
- (3) 図面の作成に当たっては、法第 4 条地には種類別に適宜着色し(例えば、道路は茶色、河川・水路は水色のように。ただし、黄色、緑色及び赤色は用いないこと)当該土地を明らかにするとともに、番号を付して調書との照合の便を図ること。
なお、着色は起業地の部分だけで足りる。

別記様式 3

関 連 事 業 計 画 書

図 面 表 示 番 号	施 設 の 種 類 及 び 名 称	管 理 者	工 事 箇 所	現 況			計 画			備 考
				延 長	幅 員	構 造 形 式	延 長	幅 員	構 造 形 式	

別記様式 4

(1) 事業に必要な土地の面積

(イ) 収用の部分

宅 地	m ²
畑	m ²
道路敷	m ²
水路敷	m ²
計	m ²

(ロ) 使用の部分

宅 地	m ²
畑	m ²
道路敷	m ²
水路敷	m ²
計	m ²

注 使用の部分がない場合は、「ロ使用の部分 なし」と記載すること。

(2) 起業地内にある主な物件の数量

家屋(住 宅)	棟 (移転済	棟)
家屋(非住宅)	棟 (移転済	棟)
計	棟 (移転済	棟)

別記様式 5

- (1) 法第 4 条地とは、土地収用法第 3 条各号に列記されている事業及び他の法律により収用又は使用が認められている事業の用に供されている土地をいう。

代表的なものを事業(施設)の種類によって例示すれば、次のとおりである。

- ① 国道・県道・村道等道路法による道路
- ② 河川法が適用され、又は準用される河川
- ③ 国・地方公共団体・土地改良区等が設置する農道、用・排水路等の施設
- ④ 国鉄又は地方鉄道施設
- ⑤ 電気事業の用に供する送電線・発電所等の工作物
- ⑥ 日本電信電話株式会社が公衆通信の用に供する電話線等の施設
- ⑦ 小学校・中学校等の学校施設
- ⑧ 市役所・試験場・公園・広場

なお、市町村が管理している河川、都道府県が管理条例を設けて河川として管理しているものは、「その他公共の利害に係る河川」(法第 3 条第 2 号)に該当する。

他方、国土交通大臣の部局長としての知事が財産管理している道路、河川(水路)は法第 3 条第 5 号に該当しない。

また、他の法律により収用または使用している事業には次のようなものがある。

- ① 都市計画法……………街路、公園、一団地の住宅等
 - ② 森 林 法……………林道、索道、木材集積場等
 - ③ 鉱 業 法……………坑口、選鉱施設等
 - ④ 農 地 法……………農地造成のための事務所、作業所等
 - ⑤ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法……………米軍基地
- (2) 法第 4 条地であるか否かは、申請の時に於いて判断すること。したがって、申請時において法第 4 条地に該当しないものは記載する必要はない。
- (3) 収用適格事業の用に供されている施設は、たとえ占用物件であっても、原則として調書を作成すること。
- (4) 法第 4 条地に関する調書は、事業計画書の次に添付することが望ましい。
- (5) 法第 4 条地に関する調書の様式は、次のとおりである。

法第 4 条に規定する土地に関する調書

図面表示番号	県、郡、市、区、町村、大字及び字の名称	現に供している事業(施設)の種類	供している土地の面積	備 考	
				管理者	意見書の有 無
			m ²		

この様式中、「図面表示番号」は「法第 4 条地に関する図面」に表示する番号を記入し、「事業の種類」には施設の名称を記載する。なお、「備考」欄には、法第 4 条地の管理者の名称及び意見書の有無を記載すること。

別記様式 6

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 (所 在 地 : ○○○○)
(起業者名 : ○○○○)

土地収用法第18条第2項第4号の規定
に基づく意見について(照会)

今般○○○○が施行する のため必要な土地について土地収用法第16
条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴管理に係る下記調書記載の土地
を起業地に編入することについて同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示 番 号	県郡市区町村大字及び字の名称	現に供している事業 (施設)の種類	供している土地 の面積	備 考

別記様式 7

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 (所 在 地 : ○○○○)
(起業者名 : ○○○○)

土地収用法第18条第2項第5号の規定に
基づく意見について(照会)

今般○○○○が施行する のために必要な土地について土地収用法第16
条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する下記調書記載の土地を起業地に
入することについて同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく意見を照会します。
なお、 年 月 日付け 第 号で土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づ
き、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照して下さい。

記

図 面 表 示 記 号	県郡市町村大字及び字 の名称	現に供している事業 (施設)の種類	利用制限法令名	起業地に編 入する面積	備 考

別記様式 8

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 (所 在 地 : ○○○○)
(起業者名 : ○○○○)

工事を
の関連事業として施行することについて(協議)

○○○○起業 の施行に伴い必要を生じた貴管理に係る下記 付替工事を
○○○○において の関連事業として施行いたしたく、土地収用法第18条第2項第3号の規
定により協議します。

なお、 年 月 日付け 第 号で土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づ
き、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照してください。

記

図面表示 番 号	施 設 名	工 事 箇 所	工事内容	現 況

別記様式 9

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 (所 在 地 : ○○○○)
(起業者名 : ○○○○)

土地収用法第18条第2項第6号の規定に基づく意見について

今般○○○○が施行する のために必要な土地について
土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、同法第18条第2項第6号の規定に基づ
く意見を承りたく、工事計画の概要説明書及び図面を添えて照会します。

別記様式 10

事業認定申請書

- 1 事業認定申請書の様式は、次のとおりである(規則別記様式第5)。

第 ○ 号 ○年○月○日	
○○○○殿	
起 業 者	(所 在 地 : ○○○○) (起業者名 : ○○○○)
事 業 認 定 申 請 書	
土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。	
記	
1 起業者の名称	○○○○
2 事業の種類	一般国道 号改築工事(バイパス : ○○から○○まで)
3 起業地	イ 収用の部分 ロ 使用の部分
4 事業認定を申請する理由	

2 「起業地」

- (イ) 起業地とは事業を施行する土地であり、既に取得した土地又は現在収用等をする必要がない土地であっても、それらの土地が収用等しようとする土地と同一の事業の用に供される場合には起業地に含まれる。
- (ロ) 「起業地」は、収用と使用の別を明らかにし(法第18条第1項第3号)、県、郡、市、区、町、村、大字及び字、をもって表示すること。
- (ハ) 起業地として表示されない土地は、収用又は使用の手続を進めることができないから、起業地を表示する場合、起業地表示図の字名と照合し、字名などの脱漏、誤記、誤植のないよう充分留意すること。また、起業地名にふりがなを付すること。
- (ニ) 起業地が2つ以上の市町村にまたがるときは、各市町村ごとに分けて表示すること。
- (ホ) 数箇所の大字及び字名を表示する場合、最初のみでなくすべての地名に大字及び字を付けること。
- (ヘ) 使用の部分がない場合でも、「ロ、使用の部分なし」と記すこと。

〈起業地の記載例〉

◎イ 収用の部分

〇〇県〇〇市〇町 2 丁目、△町 2 丁目及び〇〇町地内

ロ 使用の部分

な し

3 「事業の認定を申請する理由」

(イ) 「事業の認定を申請する理由」については、その要旨を簡明に記載し、法第 27 条第 1 項の規定による申請であるときは、その旨を明記すること。

(ロ) 本章に記載すべき事項は次のとおりである。

- ① 事業が法第 3 条各号の 1 に掲げるものに関する事業であること。
- ② 事業計画の内容(目的)。
- ③ 事業認定の申請に至った用地交渉の概略(所有者関係人等の概数と、未承諾者の概数も記載すること)。
- ④ 収用又は使用しようとする対象物(例えば、土地、〇種漁業権等)。

4 表紙記載例

一般国道 号改築工事(〇〇バイパス : 〇〇から〇〇まで)

事業認定申請書

〇 〇 〇 〇

別記様式 1 1

添付書類の目録

(イ) 申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない(法第 18 条第 2 項)。

- ① 事業計画書
- ② 起業地及び事業計画を表示する図面
- ③ 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
- ④ 起業地内に第 4 条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書図面及び当該土地の管理者の意見書
- ⑤ 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
- ⑥ 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

なお、④から⑥までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から 3 週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書面を添付しなければならない(同条第 3 項)。

したがって、申請書の末尾に現実に添付する書類の目録をつけることが望ましい。

(ロ) 事業認定申請書に添付すべき書類の目録は、添付した順序に応じて事業認定申請書の末尾である本項に記載すること。

(ハ) 法第 18 条第 2 項第 4 号ないし第 6 号の書類については、起業地内に第 4 条に規定する土地がないとき、起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限がないとき又は事業の施行に関して行政機関の許認可等の処分を要しないときには添付する必要はなく、したがって、添付書類の目録にあげる必要もない。

事業計画書

1 記載事項と添付書類

事業計画書は、事業の内容を説明するものであり、次の事項を記載し、なお内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付する(規則第 3 条第 1 号)。

- (1) 事業計画の概要
- (2) 事業の開始及び完成の時期
- (3) 事業に要する経費及びその財源
- (4) 事業の施行を必要とする公益上の理由
- (5) 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- (6) 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

◎ これらの内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付すること。

- (例)○ 事業認定を申請する区間が全体の一部であるときは、全体計画を明らかにするための図面
- 公益上の必要性を証するための統計資料
 - 起業地選定理由を説明するための比較ルート又は他の候補地を表示する図面
 - 事業の都市計画との関連づけを行うための都市計画図(都市施設、用途地域、市街化区域、調整区域)
 - 財源を証するための起債許可書等の写し
 - 現在施設を移設する場合における現在施設の状況図
 - 起業地を明らかにするための航空写真
 - 土地の利用制限がある区域を表わす図面
 - 必要とする土地の面積の理由を説明するための施設基準又は同類施設の面積比較表
 - 電気事業の場合の潮流図及び系統図
 - 関連事業を施行する場合、機能回復の程度を知るため現在施設の状況を明らかにする調書

イ 事業計画の概要

- 事業計画の総論ともいうべきもので、工事計画だけでなく申請にかかる事業の目的及び内容を具体的に説明する。
- 申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明し、次に申請事業について全体計画との関連を示し説明する。

添付書類記載例

添付書類			
1	事業計画書	別添	1
2	法第4条に規定する土地に関する調書	別添	2
3	法第4条に規定する土地に関する管理者の意見書 照会文(写)○通 回答文(写)○通	別添	3
4	法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 照会文(写)○通 回答文(写)○通	別添	4
5	起業地の位置を表示する図面(縮尺25,000分の1)	○葉 別添	5
6	起業地、事業計画及び法第4条に規定する土地を表示する図面 (縮尺1,000分の1)	○葉 別添	6
7	標準横断面図(縮尺60分の1及び100分の1)	○葉 別添	7
8	縦断面図(縮尺 縦100分の1 横1,000分の1)	○葉 別添	8
9	橋梁一般図(縮尺100分の1、400分の1及び500分の1)	○葉 別添	9
10	ルート比較図(縮尺5,000分の1)	○葉 別添	10

- 申請の対象として取り上げる事業の最少範囲は、当該申請に係る事業によって、公益性を判断でき得る事業単位であること。
- 例えば、4車線の道路をつくる計画があるにもかかわらず2車線について工

事を行い、暫定共用をはじめる計画があるときはその旨及び時期を示す。

○ 河川事業のときは、当該河川の工事实施基本計画を明らかにし、洪水計画流量図を記載すること。

○ 事業計画の内容としては、少なくとも次のようなことが明らかにされていなければならない。できるだけ数字を用いること。

- ・道路事業の場合……………原則として道路構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。

新築か、改築か

拡幅工事か、バイパス工事か等の工事の概要

施行区間

施行延長

構造規格 ○種○級○地部

幅 員 全体幅員と車道、歩道、路肩、側帯等の幅員構成、幅員構成
がかわる部分についてはその区間と幅員構成

設計速度

設計基準交通量

計画交通量(○○年)

最小曲線半径

最急縦断勾配

標準横断勾配

路面の種類

工 事 面

- ・河川事業の場合等……………原則として河川管理施設等構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。

築堤（現堤嵩上、引堤）工事か分水路工事か等の工事の概要

左岸か右岸か又は両岸か

施行区間

施行延長（実距離）

堤防構造

計画堤防高

計画河床高

天端幅

小段幅

法勾配

河 幅

計画高水流量

計画高水位

・ダム事業の場合

ダム型式

堤 高

堤 長

洪水吐(門数、規格)

集水面積

総貯水容量

有効貯水容量(多目的ダムの場合は目的別の容量)

満水位標高

洪水調節量

利水目的と取水量

- 附帯工事についても、その内容を明らかにする。

(例) 工事用道路 延 長 m
幅 員 m
資材置場 ○カ所 延 m2
土 捨 場 ○カ所 延 m2
捨土量 延 m2

- 関連事業については、施行箇所ごとに図面と照合できるよう番号を付し、管理者を明らかにする。

(例) ○○○工事

図面表示記号	施設の種類及び名称	管理者	工事箇所	工事内容			現 況		
				延 長	幅 員	構 造 型 式	延 長	幅 員	構 造 型 式
	町道○○号線	○○町		m	m		m	m	

ロ 事業の開始及び完成の時期

- 用地交渉着手の時期を事業の開始の時期とし、物理的な工事の完成の予定時期を事業の完成の時期とする。
- 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請事業双方の時期を記載する。

(例) 全体計画

開始の時期 年 月 日

完成の時期 年 月 日

起業地計画

開始の時期 年 月 日

完成の時期 年 月 日

- 事業の完成をまたず暫定供用を開始する計画があるときは

開始の時期 年 月 日
 暫定供用開始の時期 年 月 日
 完成の時期 年 月 日

- 事業の完成後直ちに供用開始しないときは、供用開始日を明示すること。
- 関連事業については、本体事業の時期と異なるときには、その時期を明示する。

ハ 事業に要する経費及びその財源

- 多年にわたる事業計画における経費は、年度区分とする。
- 全体計画の事業費を記すこと。
- 経費区分をする。

(例) 1 経費

(単位：百万円)

科目 \ 区分	全体計画に 要する費用	起業地計画に 要する費用	起業地計画に要する費用の内訳				
			年度 以 前	年度	年度	年度	年度 以 降
工 事 費							
用地費及び 補 償 費							
そ の 他							
計							

- 関連事業に要する経費は原則として区分し記載する必要があるが、それが困難な場合には、総事業費の中に含む旨を記載する。
- 起業者が行う事業について所管、会計名及び項目を明らかにする。

(例) (2) 財源

国 土 交 通 省 所 管	
道 路 整 備 特 別 会 計	
項	道 路 事 業 費
目	○ ○ ○ 費

- 先行取得が行われているときに用地補償費が最終年度につけられる場合には、その旨を記載する。

(例) ○年度 ○年度 ○年度
 ○円 ○円 ○円

用地は○○県において先行取得している。

ニ 事業の施行を必要とする公益上の理由

- 次のように消極、積極の両面から考察する。
 - (i) 本事業を施行しなければならないような劣悪、危険な状況にあり、これを放置しておくことの社会的、経済的又は行政的な不利益、損失を明らかにすること。
 - (ii) 又は、近い将来確実に発生すると予想される不利益、損失を明らかにす

ること。

- (iii) 本事業を施行することにより期待される現状の各種の不利益、損失の除去、軽減又は予防の効果及び将来にわたってもたらされる積極的利益を明らかにすること。

- 不利益、損失の除去、軽減又は利益の発生を図るために本計画が最適である旨を明らかにする。

(例) ある地区の洪水を除去するためには、①上流にダムをつくって流下流量を調節する、②当該部分の堤防を嵩上げする、③川幅を広げる、④上流に分水路をつくるか、⑤当該地区を避ける河川を掘削するか等が考えられる。

- 統計による具体的な説明をすること。

(例) 道路事業 現在交通量、増加率、現道の許容交通量、5年、10年後の推定交通量及び増加の見通し。

交通事故の発生状況

河川事業 現在の流下能力、被害の状況(死者、家屋の流出、田畑の冠水等の数量及び被害額)、期待利益(かんがい受益面積、増収量及び増収額等)。

- 直接効果のみならず間接効果も記すこと。
- 附帯工事特に永久施設をつくる場合の公益性を説明する。
- 関連事業を施行する公益性は、本体事業の施行により当該施設が消され、又は削減されたままで放置しておくことができず、従前の効用の程度までは機能を回復する必要がある旨を記載する。

- 記載方法

- ・道路事業

現在の状況

交通が混雑し、錯綜し、時間がかかる。

事故の危険性が高い。

交通(重量)制限している。

原因

道路が未改築(幅員狭く、線形悪く、勾配が急)である。

現在交通量に対し現道の許容量が小さい。

他の道路、鉄道との平面交差がある。

家屋連担地区でありながら歩道がない。

積雪時には有効幅員が狭くなる。

橋梁が老朽化している。

施行後の効果

原因の解消に伴う交通容量の増加が交通処理を円滑にし、事故の発生率を低下させる等の直接効果がある。

また、都市計画の都市施設としての役割を果たせることになるほか、都市間の時間距離の短縮に伴う諸効果が間接的に期待できる。

バイパスを築造することにより、現道の交通が緩和され、地域住民の生活の安寧又は経済上の利便に寄与する。

・河川事業

現在の状況

降雨時又は積雪期には洪水又は浸水による生命、財産に対する危険がある。

原因

無堤で地盤が低い。

計画高水流量に比べ河積が小さい。

堤防が弱体である。

上流部の材木乱伐や都市化の影響で降雨量に対する時間当たりの流下量が増大した。

上流部に洪水調整用ダムがない。

河川が蛇行している。

急流部にある。

施行後の効果

生命、財産に対する危険が除去され、民生が安定するという直接効果がある。間接的には、洪水の危険がなくなることから、氾濫区域内であった地域の発展が促され、ダムを築造したときには、多目的ダムとしてのかんがい、都市用水、発電等の効果が生ずる。

ホ 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

- 事業に必要な土地の面積の概数については、法第4条地又は起業者の所有地のよう買い取りを要しない土地をも含めて、当該申請にかかる事業に必要な土地の概数を使用目的別、地目別に記載すること。

収用又は使用の別を明らかにすること。ない場合にはその旨を記すこと。

- 現況地目、実測地積によること。
- 面積は概数によること。10又は100の単位で足りる。
- 権利を収用又は使用しようとするときは、
消滅又は制限しようとする権利の種類、内容及び権利の数等を記載する。申請書の権利と対応させる。
- 土石砂れきを収用しようとするとき
 - ・土石砂れきの種別、及び採取量
 - ・土石砂れきの存する土地の地目及び面積を併せ記載する。

(例) 岩の種類 ○○岩
採取量 ○○トン
(山林 ○○m²)

- 起業地内に存する主な支障物件の種類及び数量を記載する。

(例) 住宅 戸 棟

倉庫 棟
工場 棟

- 事業開始の時にあった物件を記載する。
 - 本件事業と関連事業とを区別して記すことが望ましい。
 - 土地又は土石砂れきを取得し、若しくは権利を消滅させる必要がある理由。
(例) 道路事業 道路構造令に適合した幅員構成をもつ道路を築造するに必要な面積で、当該道路敷となるものである旨
河川事業 計画高水量を安全に流下させる河積を確保するに必要な面積で、河川敷を構成するものである旨
 - ・ 附帯事業、関連事業についても記載する。
 - ・ 権利を消滅又は制限する場合については、工事の施行上必要がある旨
 - ・ 土石砂れきを収用する場合は、これらのものが資材としてすぐれた性質をもつ旨、及び工事の施行上の必要量とそのため必要採取量である旨
 - ・ 起業地内にある物件については、工事の支障となるため起業地外へ移転を必要とする旨
- へ 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、または土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由
- 起業地の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。
わが法制のもとでは、代替性のある物については、原則として公用収用は認められない。特定の地点の土地を必要とするというように、代替性のない物について公用収用が認められることになる。
ゆえに、起業地として選定した理由には、他の地点との比較設計等の引用により具体的に記載し、起業地の特定性を強調すること。
 - 次の3点をどのように充たしているかを明らかにすること。
 - ① 施設の立地条件を満足させる場所であること。
 - ② 土地所有者、その他の利害関係人にとってこうむる被害が最も少ないこと。
 - ③ 国土計画、地域計画又は都市計画に適合していること。
 - 説明の順序は次のようにすることが望ましい。
(例) ・ 道路事業(バイパス)
 - (i) 改築方法として現道拡幅とバイパス方式の2つがある旨
 - (ii) 現道拡幅による場合は沿線の住家等の移転物件が多く、線形、勾配が改良されない等の理由をあげて不適當である旨を述べる。
 - (iii) バイパスによる場合は、どのようなルートが考えられ、それぞれのルートを比較し、どれが最も合理的であることを検討する。
 - (iv) 決定されたルートが土地利用上適正かつ合理的であることを説明する。・ 河川事業(引堤)
 - (i) 河積を大きくする方法として河床の掘削、引堤、堤防の嵩上げ等がある旨
 - (ii) それぞれの方法を比較し、引堤によることが最も適當である旨を述

べる。

(iii) 引堤による場合、左岸、右岸のいずれか、又は両岸に引くのが合理的か。

(iv) 決定された方法が、土地の利用上適正かつ合理的であることを説明する。

これらの説明に当たっては、次の点を考慮すること。

- ・全路線の改築計画からみた起業地の位置
- ・自然的条件(地形、地盤の高低、地層等)
- ・都市計画との関係
- ・支障物件の多少
- ・潰地面積の多少
- ・潰地の土地利用状況
- ・技術的な要因
- ・経済的な要因
- ・将来の発展状況

○ 附帯工事については本体工事との関係で起業地選定理由を明確にすること。

○ 関連事業については、機能復旧を合理的にできる理由等をあげながら説明すること。

〔表題記載例〕

別 添 ○	
標 準 横 断 図	一 般 国 道 号 改 築 工 事 ○ バ イ パ ス
縮 尺 100分の1	
○ 葉 中 ○	

別記様式 12

その他参考書類として、次の項目について調査整理する。

項 目	担 当 課	用地担当課	調査・工務 担 当 課
(1) 全般的事項			
イ ルート比較図面			○
ロ ルート比較調書			○
※ハ 用地取得状況表		○	
※ニ 用地未取得調書、図面及び写真		○	
ホ 現状写真(平面図に撮影方向を表示したもの)		○	
ヘ 都市計画図及び都市計画決定公示(写)(都市計画縦覧図を含む)			○
ト 近い将来確実に発生すると予想される状況等(団地造成、新駅設置、環状線乗入れ計画等)があればその具体的データ			○
チ 土地利用の推移			○
リ 人口の推移、転出入の推移			○
ヌ 商業販売額、工業出荷額の推移			○
ル その他特別の事情がある場合、それらについての資料			○
(2) 河川改修事業			
イ 主要洪水調書			○
a 氾濫区域図			○
b 流域の被害の状況データ			○
ロ 農作物収穫量の推移			○
ハ 水系工事実施基本計画(写)			○
ニ 河川予定地官報告示(写)			○
ホ 流量等の算出根拠			○
ヘ 橋梁等の老朽度(建設年月日)			○
ト その他特別の事情がある場合、それらについての資料			○
(3) 道路改築事業			
イ 交通量の推移及び現道の許容交通量、混雑度のデータ			○
ロ 推定交通量(10年～15年後)の算定根拠(O・D調査表、その他)			○
ハ 道路構造(幅員、道路規格等)			○
ニ 交通事故件数の推移及び発生件数			○
ホ 自動車保有台数の推移			○
ヘ バスの運行経路、回数等			○
ト 現道の信号機の数、平均待ち時間			○
チ その他特別の事情がある場合、それらについての資料			○
(4) ダム建設事業			
イ 事業経緯及び地元交渉経過		○	○
ロ 水系工事実施基本計画(写)			○

ハ	ダム建設に関する基本計画書官報告示(写)		○
ニ	工事計画説明表		○
ホ	工事年度別工事予定表		○
ヘ	ダム軸選定理由及び図面		○
ト	ダム天端標高決定根拠		○
チ	水系洪水被害状況調		○
リ	河川予定地官報告示(写)	○	○
ヌ	水道、工業用水道の法的根拠		○
ル	ダム建設に伴う協定書及び損失補償基準に関する覚書(写)	○	
オ	パンフレット	○	○
ワ	その他特別の事情がある場合、それらについての資料	○	○

(注) ※印については、次の様式により作成すること。

(1) 用地取得状況表

(○年○月○日現在)

事業別	土地所有者及び関係人			用地取得状況			備 考
	総 数	解 決 数	解 決 率	取 得 必 要 面 積	取 得 面 積	取 得 率	
全 体	人	人	%	m ²	m ²	%	
本 体 事 業							
関 連 事 業							

(2) 未取得用地調書

○○県○○郡○○町地内

土地所有者等	所 在 地			現 況 地 目	実 測 面 積	取得予定 面 積	物件の種 類・数量	摘 要
	大字	字	地 番					
○○○○	○○	○○		宅 地	m ²	m ²	住家1棟	取得価格不満
△△△△	○○	○○		田			立木	計画反対
××××	○○	○○		畑			—	境界紛争中
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

別記様式 13

裁決申請書

① 申請書の様式は、施行規則別記様式第 10 で定められている。

		文 書 番 号
		年 月 日
裁 決 申 請 書		
年 月 日	事業の認定の告示のあった、一般国道〇〇号改築工事(〇〇バイパス)について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。	
	起 業 者	(所 在 地 : 〇〇〇〇) (起業者名 : 〇〇〇〇)
〇〇〇県収用委員会御中		

② 手続保留をしていた土地を収用又は使用する申請を行う場合は下記のとおり記載する。

年 月 日	事業の認定の告示があり、	年 月 日	手続開始の告示
のあった一般国道〇〇号改築工事(〇〇〇バイパス)について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。			

別記様式 1 4

*法第 40 条第 1 項第 2 号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

1 収用しようとする土地の所在、地番、地目、面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

○県○市大字○字○地内

地番	地 目		全 体 の 面 積		収用しよう とする土地 の面積(㎡)	使用しよう とする土地 の面積(㎡)	土 地 所 有 者		関 係 人		備 考
	公簿	現況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)			氏 名	住 所	氏 名	住 所	
1番2	宅 地	宅 地	350.51	250.00	200.00	50.00	A (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番	借地権者	○県○市○区○丁目○番	
		道 路		50.51	30.00	20.51	B (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番	C 抵当権者 D	○県○市○区○丁目○番	
計			350.51	300.51	230.00	70.51					

別記様式 15-1

2 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳の記載例

(イ) 見 積

氏 名 補償項目	収用しようとする 土地に対する損失 補償見積額	使用しようとする 土地に対する損失 補償見積額	収用しようとする 土地に関する所有 権以外の権利に対 する損失補償見積 額	使用しようとする 土地に関する所有 権以外の権利に対 する損失補償見積 額	残地に対する損失 補償見積額	損失補償見積額計	備 考
A	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
B	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
C			4,120,000			4,120,000	
計	6,180,000	40,558	4,120,000		1,352,550	11,693,108	

抵当権に対する権利消滅補償については、見積ることが困難であるため土地収用法第 69 条但し書きにより土地に対する損失補償見積額に一括見積とした。
損失補償見積額の積算基礎については別紙のとおり

別記様式 15-2

1 収用しようとする土地に対する損失補償見積額

(ロ) 内 訳

○県○市大字○字○地内

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地の面積 (㎡)	単 価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地所有者	備 考
	公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)					
1番2	宅 地	宅 地 道 路	350.51	250.00 50.51	200.00 30.00	0.6 6,000	6,000,000 180,000	A 外1名	完全所有権(50,000円/㎡及び10,000円/㎡)に対する 底地権の割合を60%とした。
計				300.51	230.00		6,180,000		

〔留意点〕 共有等持分割合について、説明を要する場合、各人別の内訳を適宜作成すること。

別記様式 15-3

2 使用しようとする土地に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地 番	地 目		全体の面積		使用しようとする土地の面積 (㎡)	単 価 (1箇月当たり)	使用期間	損失補償見積額	土地所有者	摘 要
	公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)						
1番2	宅 地	宅 地 道 路	350.51	250.00 50.51	50.00 20.51	250 50	明渡時期か ら3箇月	37,500 3,077	A 外1名	$50,000 \times 0.06 \times 1 / 12 = 250$ $10,000 \times 0.06 \times 1 / 12 = 50$
計			350.51	300.51	70.51			40,577		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

別記様式 15-4

3 収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地 番	地 目		全体の面積		使用しようとする土地の面積 (㎡)	単 価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地に関する 所有権以外の 権 利 者 氏 名	摘 要
	公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)					
1番2	宅 地	宅 地 道 路	350.51	250.00 50.51	200.00 30.00	20,000 4,000	4,000,000 120,000	C	完全所有権 (50,000円／㎡及び10,000円／㎡) に対する地上権の割合を40%とした。
計			350.51	300.51	230.00		4,120,000		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

別記様式 15-5

4 残地に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地 番	地 目		残 地 面 積 (㎡)	単 価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地所有者	摘 要
	公 簿	現 況					
1番2	宅 地	宅 地 道 路	50.00	25,000	1,250,000	A外1名	
			20.51	5,000	102,550		
計			70.51		1,352,550		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

〔留意点〕

- 1 申請土地に対する損失補償について、総括表を作成し、順次補償種別ごとの内訳表を作成すること。
- 2 見積金額に一円未満の端数が生じたときは、補償項目別の地番ごとに四捨五入すること。（施行令第1条の13）
- 3 権利消滅補償金については、算出の判断基準を内訳表の摘要欄に記載すること。但し、一括見積した場合は、総括表の摘要欄にその旨を記載すること。

別記様式 16

*記載例

(4) 権利を取得し、又は消滅させる時期 権利取得裁決の日より30日

〔留意点〕

裁決後の、支払い及び供託事務に要する日数を調査職員の指示を受けること。

別記様式 17

土地調書の記載例① 土地調書の様式は、規則別記様式第 8 で定められている。

土地調書

1 起業者の氏名及び住所

〇 〇 〇 〇
(所在地)

2 事業の種類

一般国道〇〇号改築工事(〇〇バイパス)

3 起業地

イ)収用の部分
ロ)使用の部分

〇県〇市大字〇字〇及び字〇地内
〇県〇市大字〇字〇地内

4 事業の認定の告示の年月日

年 月 日

5 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始告示の年月日

年 月 日

6 土地所有者の氏名及び住所

7 関係人の氏名及び住所

8 土地の所在、地番及び地目等

〇県〇市大字〇字〇地内

地番	地目		地籍 m ²		収用しようとする土地の面積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	所有権以外の権利の種類及びその内訳	権利者の氏名	実地の状況
	公簿	現況	公簿	実測					
1番2	宅地		350.51	350.51	230.00	70.51	借地権	C	現況地目 宅地及び道路

上記により、土地収用法第36条及び第37条の規定によって土地調書を作成する。

年 月 日

起業者 (所在地)

〇 〇 〇 〇

印

(注)署名によること

立会人

土地所有者

〇 〇 〇 〇

住所

借地権者

〇 〇 〇

住所

抵当権者

〇 〇 〇

住所

印

印

印

(注)署名押印とすること。

添付図面 実測平面図

315

〔留意事項〕

- 1 事業の種類 事業認定の告示の官報に記載されたところと同じ表示とすること。
- 2 起 業 地 収用、使用の別を分けて記載する必要はない。
- 3 土地所有者の氏名及び住所

イ) 名義人が死亡し、相続が存する場合の記載例

亡〇〇 〇〇	相続人
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
持分2分の1	
〇〇 〇〇	
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
持分4分の1	
〇〇 〇〇	
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
持分4分の1	
〇〇 〇〇の	
上記の者のうち〇〇未成年につき法定代理人 親権者	
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
持分2分の1	
〇〇 〇〇	

ロ) 所有権について争いがあり所有者不明又は、真の所有者が登記名義人と異なる場合

土地所有者不明
ただし、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇 〇〇
又は、 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇 〇〇

ハ) 名義人が死亡し相続人不存在の場合

土地所有者不明
ただし、〇〇 〇〇の相続人

ニ) 土地所有者の住所不明の場合

住所不明
ただし、住民票の住所
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇 〇〇

別記様式 18

明渡裁決申立書

① 明渡裁決申立書の様式は、施行規則別記様式第 10 の 3 で定められている。

文 書 番 号
年 月 日

明 渡 裁 決 申 立 書

下記により、土地収用法第47条の2第3項に規定する明渡裁決を申立をします。

記

- 1 起業者の名称 ○ ○ ○ ○
- 2 事業の種類 一般国道○○号改築工事（○○バイパス）
- 3 土地の所在、地番及び地目等

○県○市大字○字○地内

地 番	公 地 簿 現 目 況		全体の面積		収用しようとする 土 地 の 面 積 (㎡)	使用しようとする 土 地 の 面 積 (㎡)
			公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)		
1番2	宅 地	宅 地	350.51	250.00	200.00	50.00
		道 路		50.51	30.51	20.51

- | | | |
|---|-----------|---|
| 4 | 権利取得裁決の有無 | 無 |
|---|-----------|---|

申立人 起 業 者 (所 在 地)

○ ○ ○ ○

印

〇〇県収用委員会御中

別記様式 19-1

*法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

(イ) 土地の所在、地番、地目及び土地所有者、関係人の氏名及び住所

○県○市大字○字○地内

地番	地 目		土 地 所 有 者		関 係 人		摘要
	公 簿	現 況	氏 名	住 所	氏 名	住 所	
1番2	宅地	宅地 道路	A (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番	借地権者 C	○県○市○区○丁目○番	
			B (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番	抵当権者 F 公庫代表 理 事 G	○県○市○区○丁目○番	

別記様式 19-2

(ロ) 物件の種類及び数量

○県○市大字○字○地内

地 番	地 目	物 件 番 号	物 件 の 種 類	単 位	数 量	物件所有者	物件に関して 所有権以外の 権利を有する者
1番2	宅 地	1	木造瓦葺平屋	m ²	200	C	F 公庫代表理事 G
		2	ブロック塀(高さ2m厚さ15cm)	m	30	C	
		3	ブロック造門柱(8段積)	本	2	C	
		4	土間コンクリート(厚さ6cm)	m ²	20	C	
		5	黒松(樹高2m根回り0.3m)	本	1	A及びB	
		6	まさき(樹高2m根回り0.3m)	〃	5	〃	

〔留意点〕

- 1 物件所有者及び関係人は、明渡申立ての土地に存する物件のみに権利を有するものを記載すること。
従って、土地所有者の有する物件についても、記載すること。
- 2 物件の存しない土地については、「なし」と記載すること。

別記様式 20-1

＊法第 40 条第 1 項第 2 号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内訳の記載例

(イ) 見 積

氏 名	建物移転料	工作物移転料	動産移転料	移 転 雑 費	立竹木補償金	損失補償金	摘 要
C	15,300,000	1,332,400	88,100	519,800		17,240,300	
A					14,450	14,450	
B					14,450	14,450	

抵当権に対する権利消滅補償金については、土地収用法第 69 条但し書きにより一括見積とした。

別記様式 20-2

(ロ) 内 訳

○県○市大字○字○地内

地 番	地 目	物件 番号	物 件 の 種 類	単 位	数 量	単 価	金 額	所有者 氏 名	摘 要
1番2	宅地	1	木 造 瓦 葺 平 屋 建 物 移 転 料 計	m ²	200		15,300,000	C	
		2	ブ ロ ッ ク 塀 (高さ2m厚さ15cm)	m	30	31,600	948,000	C	
		3	ブロック造門柱 (8 段 積)	本	2	18,000	36,000	C	
		4	土間コンクリート(厚さ6cm)	m ²	20	2,550	51,000	C	
			諸 経 費				258,600		
			消費税相当額				77,600		
			工 作 物 移 転 料				1,371,200		
			動 産 移 転 料	式	1		88,100	C	
			計				88,100		
			移転雑費補償金	式	1		519,800	C	
			計				519,800		
		5	黒 松 (樹高2m根回り0.3m)	本	1	14,000	14,000	A及びB	
		6	ま さ き (樹高2m根回り0.3m)	〃	5	1,820	9,100	〃	
			諸 経 費				5,700		
			消費税相当額				100		
			立 木 移 転 料 計				28,900		

別記様式 20-3

＊積算の基礎の記載例

損失補償の見積の基礎については、下記に記載する各条文及び各条文に基づき積算した損失補償基準書により、補償金を算定したものである。		
記		
条 文 補償項目	公共用地の取得に伴う 損失補償基準要綱 (昭和37年6月29日閣議決定)	公共用地の取得に 伴う損失補償基準 (昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)
建 物 移 転 料	第24条	第28条
工 作 物 移 転 料	第24条	第28条
立 竹 木 補 償 金	第29条	第38条
動 産 移 転 料	第27条	第31条
移転雑費補償金		第37条

別記様式 2 1

物件調書の記載例① 物件調書の様式は、施行規則別記様式第 9 号で定められている。

物 件 調 書

- 1 起業者の氏名及び住所 ○ ○ ○ ○
(所 在 地)
- 2 事業の種類 一般国道○○号改築工事(○○バイパス)
- 3 起業地 ○県○市大字○○字○○及び字○地内
- 4 事業の認定の告示の年月日 年 月 日
- 5 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始告示の年月日
年 月 日
- 6 土地所有者の氏名及び住所
- 7 関係人の氏名及び住所
- 8 物件がある土地の所在

○県○市大字○字○地内

地 番	物 件 番 号	物 件 の 種 類	単 位	数 量	物件の所有 者の氏名	所有権以外 の権利の種 類及び内容	所有者以外 の権利者 の 氏 名	実地の状況
1番2	1	木造瓦葺平屋	m ²	200	C	抵当権	F公庫代表理事G	
	2	ブロック塀 (高さ2m厚さ15cm)	m	30	C			
	3	ブロック造門柱 (8段積)	本	2	C			
	4	土間コンクリート (厚さ6cm)	m ²	20	C			
	5	黒 松 (樹高2m根回り0.3m)	本	1	A及びB			
	6	ま さ き (樹高2m根回り0.3m)	〃	5	〃			

上記により、土地収用法第36条及び第37条の規定によって物件調書を作成する。

年 月 日

起 業 者 (所 在 地)
○ ○ ○ ○

印

(注) 署名となる

立 会 人

物件所有者 ○ ○ ○ ○ 印

住 所

物件所有者 ○ ○ ○ ○ 印

住 所

物件所有者 ○ ○ ○ ○ 印

住 所

(注) 署名押印とすること。

添付図面 実測平面図